[提出先]
各事業所　人事総務　健康保険担当

＊出向者の方は、出向元の事業所にご提出ください

提出先は
こちらです

下記一覧の①
必ず提出

健康保険被扶養者(異動)届

常務理事	事務長	記入例

事業所で確認の
上、チェックして
ください

確認欄	
□	この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容について誤りがないか申請者本人が確認している。

令和 1 年 5 月 7 日提出

	被保険者証		氏名(フリガナ)		性別	生年月日	住所(自宅)
被保険者	記号	番号(社員番号)	ミスミ	タケシ	男・女	昭・平 43 年 10 月 1 日	〒 101-0029 TEL 03-3XXX-1234
	55	98765XX	三住	健			東京都千代田区神田相生町1-○○
	資格取得日	昭・平・令 1 年 5 月 1 日	事業所名称	○○△△株式会社		所属名	本社営業第○部 第△課 TEL 03-4XXX-5678 内線 301-5555X

被扶養者	○印	氏名(フリガナ)		続柄 妻・長男など記入	性別	生年月日	年齢	職業	同居・別居の別	年間収入(将来に向かって1年間)	事由発生日	備考(発生事 入社・結婚 出生など	資格確認証 発行要否
	増・減	ミスミ 三住	ヤスコ 保子	妻	男・女	昭・平・令 45・3・3	49 歳	パート	同・別		1・5・1	新規加入	☑
								個人番号	8 7 X X X		X X X		
	増・減	ミスミ 三住	クミ 久美	長女	男・女	昭・平・令 10・2・12	21 歳	大学4年	同・別		1・5・1	新規加入	□
								個人番号	7 6 X X X		X X X		
	増・減	ミスミ 三住	ユウジ 友二	二男	男・女	昭・平・令 14・5・7	17 歳	高校2年	同・別		1・5・1	新規加入	□
								個人番号	6 5 X X 7 8 9 X X X X				
	増・減	ミスミ ハジメ			男・女	昭		WEBデザイン	同・別	200 万	令和		
								個人番号	＊記入しないで				

必要添付書類
下記一覧の
②③④⑥

必要添付書類
下記一覧の
②⑦

必要添付書類
下記一覧の②

【重要】
・個人番号(マイナンバー)の記載のある書類を社内便で送付することは禁止となっています。
・[提出先]の各事業所の人事総務担当に、提出方法(簡易書留等)を必ずご確認ください。
・被扶養者:減 の手続きの際は、個人番号(マイナンバー)は記入しないでください。

資格確認書発行要否欄にレ点チェックした場合は、「資格確認書交付申請書を添付してください。理由確認が必要になります。

三井住

事業所名称・所在地	
事業主の氏名	

本人記入不要
左上の[提出先]で
事業主が証明

＜注＞

＊扶養に追加する場合は、被扶養者に該当する「証明書類」が必要になります。以下の「被扶養者認定に必要な書類　一覧」をご参照ください。

＊扶養減の場合は、発行済みの保険証、資格確認書を添付してください。

健保受付印

◆被扶養者認定に必要な書類一覧

＊扶養状況に応じて他の必要書類の提出を求めることがあります。

添付書類にマイナンバーが記載されている場合には、該当箇所をマスキング（黒塗り）してから送付ください。

《被扶養者認定基準》 主として被保険者の収入によって生計を維持しており 異動事由発生日以降の年間収入が一定額未満であること 国内に居住していること		提出/添付書類 添付書類(本人が作成する届出以外の証明書類)は写しの提出を可とします。 但し、不鮮明なもの等、場合によっては原本の提出を依頼することがあります	同一世帯でなくてもよい人（別居可）						同一世帯が条件の人（別居不可）		
			配偶者	子(孫・兄弟姉妹も同様)				父母・祖父母	義父母	その他	
				学生			家事手伝い等働いている人				
				18歳未満	18～23歳	24歳以上・勤労学生					
必ず提出する書類		① 健康保険被扶養者（異動）届	●	●	●	●	●	●	●	●	用紙は健保HPから印刷
		② 戸籍謄（抄）本または 住民票（被保険者との続柄の記載のあるもの）	●	●	●	●	●	●	●	●	本籍・マイナンバーの記載のないもの
該当する状況に沿って必要書類を添付のこと	続柄・年齢に応じて必要	③ 被扶養認定対象者状況届	●			●	●	●	●	●	用紙は健保HPから印刷
		④ 市区町村役場で交付される 直近の所得証明書/非・課税証明書	●			●	●	●	●	●	「源泉徴収票」、「市区町村民税・都道府県民税納税通知書」は不可
	所得証明書/非・課税証明書に 給与収入額が記載されている場合	⑤ 既に退職している ⇒ 以下のうちいずれか1点 退職日記載の源泉徴収票 退職証明書 離職票1と2　　※資格喪失証明書不可	●			●	●	●	●	●	将来に向かって収入が年間130万円（60歳以上または障がい者は180万円,19歳以上23歳未満(配偶者除く)は150万円）かつ月額108,334円(60歳以上または障がい者は15万円、,19歳以上23歳未満(配偶者除く)は12.5万円）未満であること(既に退職している場合は雇用保険受給額も含める)
		⑥ 現在働いている⇒　労働条件通知書 または給与明細直近3ヵ月分 ＊追加でその他資料が必要なケースあり	●			●	●	●	●	●	
	学生の場合	⑦ 学生証または在学証明書	●		●	●					予備校生等含む
	夫婦共働きなど配偶者が被扶養者ではなく子供のみを扶養する場合	⑧ 配偶者の収入が確認できる証明書類 所得証明書 配偶者が自営業の場合は確定申告書類一式		●	●	●	●				どちらか収入の多い方の扶養とする
	ひとり親で子供を扶養する場合	⑨ 扶養状況報告書		●	●	●	●				用紙は健保HPから印刷
	別居の場合	⑩ 仕送り受取人の預金通帳直近6ヶ月分				●	●	●			
	年金受給者の場合	⑪ 年金振込通知書または年金決定通知書	●			●	●	●	●	●	遺族・障害・企業・個人年金等
	父母等のどちらか一方のみを扶養する場合	⑫ 扶養しない父または母の 所得証明書/非・課税証明書						●	●		配偶者と死別・離別等のときはその日を異動届備考欄に記入
	個人事業等の場合	⑬ 収支内訳書(明細)を含む確定申告書	●			●	●	●	●	●	
	自営業を廃業した場合	⑭ 廃業届	●			●	●	●	●	●	

（※）令和２年４月１日より健康保険の被扶養者の認定については、国内居住要件が追加されることになりました。

但し、例外として日本国内に生活の拠点があると認められ、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者（一時的な海外渡航である者）でかつ渡航目的が就労ではない者は、被扶養者として認定することができます。

＜日本国内に住所がない被扶養者の認定＞

	例外該当理由	添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
③	観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
④	被保険者が外国に赴任している間に当該保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

＊　書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の訳文を添付すること